

サイトビジット（資格スクエア）による著作権侵害に関する和解成立について

株式会社日本評論社（以下「当社」といいます。）は、2020年8月31日に「[サイトビジット（資格スクエア）による著作権侵害について](#)」及び「[別紙当社出版物と基礎テキストとの対比](#)」を公表し、当社出版物が被害にあった、株式会社サイトビジット（司法試験受験講座及び司法試験予備試験受験講座等を提供するオンライン予備校である「資格スクエア」を運営。以下、「サイトビジット」といいます。）による著作権侵害事件（以下「本件侵害事件」といいます。）についてご説明いたしました。その後、同年9月25日にも、「[サイトビジットと当社の見解の相違点に関する補足](#)」を公表いたしました（以下総称して、「当社公表文」といいます。）。

当社公表文で既にお知らせしたとおり、当社及び当社出版物の著者（以下「当社ら」といいます。）は、弁護士に依頼して、サイトビジットとの間で交渉を進めており、この度2020年11月25日に当社らとサイトビジットとの間で和解が成立したことをご報告いたします。

当社公表文で既にお知らせしたとおり、当社らは、真の意味で再発防止が確保できないのであれば、訴訟もためらわないという強い姿勢でサイトビジットとの交渉を進めて参りました。そして、サイトビジットが、本件侵害事件を受けた再発防止策として、司法試験受験講座及び司法試験予備試験受験講座のメインテキストを少なくとも当面の間は市販品とし、オリジナルテキストを作成するための知識及び体制が整わない限りメインテキストを作成・配布せず、サイトビジットがオリジナルテキストを作成するのはサイトビジットにオリジナルテキストを作成・配布する体制が整った場合に限ると表明したことを重要な理由の一つとして、当社らは、サイトビジットとの和解をすることといたしました。（なお、サイトビジットにオリジナルテキストを作成・配布する体制が整った場合であっても、市販品の利用がオリジナルテキストの作成・配布よりも受験生にとって必要・有益であれば、市販品の利用を継続する可能性もあるとのことでした。）

なお、当社公表文におきまして、従前、サイトビジットとの間で見解の相違があった旨を公表しておりましたところ、本日、サイトビジットが公表した「[和解合意のお知らせ | 資格スクエア \(shikaku-square.com\)](#)」において、当社公表文に記載した事実関係について相違ない旨が明示され、また、謝罪及び再発防止の確約が明記されておりますことにつき、ご留意頂きたく存じます。

当社といたしましては、謝罪及び（上記のオリジナルテキストを作成するための知識及び体制が整わない限りメインテキストを作成・配布しないとの表明を含む）再発防止の確約が確実に履行されることを強く期待すると共に、本件が、著作権侵害が重大な問題であること

を知らしめ、著作権侵害に対する警鐘を鳴らす機会となればと考えております。また、資格試験受験指導機関の著作権意識には様々なものがあると承知しております。今回、サイトビジットの運営する資格スクエアの問題に関しては、上記のような解決を見ましたが、現時点でも未だに著作権意識が低い機関や指導者、関係者等が存在するようでしたら、この機会に認識を改め、著作権意識の向上を図っていくきっかけとして頂ければと考えております。

本書に関し、ご質問等ございましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。

記

〒170-8474 東京都豊島区南大塚 3-12-4

株式会社日本評論社総務部

資格スクエア著作権侵害事件担当者

infom@nippyo.co.jp

以上

2020年12月7日

株式会社日本評論社

代表取締役社長 串崎 浩